

徳島県警察



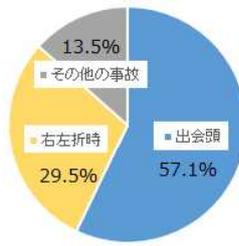
自転車の交通違反は「交通切符（赤切符）が交付されます」

自転車は車の仲間です。交通ルールを守って、安全に運転しましょう。

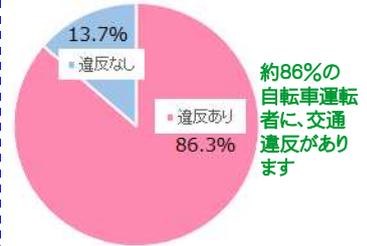
県下の交通事故及び自転車事故の発生件数（2014～2023）



事故類型(2023)



違反の有無(2023)



ヘルメットを被ろう!!

令和5年4月以降、全ての自転車利用者の努力義務です。



罰則はありませんが、ヘルメットを被るように努めてください。
※ヘルメット非着用は交通切符対象外

運転者も同乗者も着用義務（努力義務）があります。
ヘルメットを着用することで守れる命があります。

交通指導・取締りについて

自転車指導啓発重点地区・路線を中心に、自転車交通違反の取締りを強化しています。
例えば、下記のような交通ルール違反があります。

一時不停止

「一時停止」の標識がある交差点では、一時停止しなければなりません。
▶3月以下の懲役又は5万円以下の罰金

携帯電話使用等

運転中は、携帯電話やスマホを使用してはいけません。
▶5万円以下の罰金

信号無視

信号機や警察官の手信号に従わなければなりません。
▶3月以下の懲役又は5万円以下の罰金

右側通行

自転車は、車道の左側を通行しなければなりません。
▶3月以下の懲役又は5万円以下の罰金

踏切通過違反

遮断機が閉じているときや警報機が鳴っているときは進入してはいけません。
▶3月以下の懲役又は5万円以下の罰金

路側帯通行義務違反

路側帯を通行するときは、歩行者の通行を妨げてはいけません。
▶2万円以下の罰金又は料料

自転車運転者講習と自転車安全利用五則

「自転車運転者講習」って何？

- 交通切符(赤切符)を交付された場合などで、15種類の危険行為が対象
- 過去3年以内に2回以上違反した人
- 14歳以上が対象
- 都道府県公安委員会から受講命令
- 講習時間は3時間、手数料は6千円
- 受講命令に違反すると5万円以下の罰金



規定の違反行為(危険行為)を反復して行った自転車運転者は、「自転車運転者講習」を受けなければなりません。

「自転車安全利用五則」とは？

- 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 夜間はライトを点灯
- 飲酒運転は禁止
- ヘルメットを着用



自転車も交通ルールを守ろう！

予告

令和6年5月24日から2年以内に施行

自転車等に対する
交通反則通告制度
が適用に！

反則行為の例

- ・ 携帯電話の使用(保持)
- ・ 指定場所一時不停止
- ・ 信号無視
- ・ …等

※反則金額は施行までに政令で定められます。

16歳以上の者が対象



徳島県警察

交通反則通告制度の対象となる違反行為は、原則、「青切符」により処理されることになります。
「酒酔い運転」や「妨害運転」など特に悪質な違反行為は従来通り「赤切符」で処理されます。